

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和7年4月22日)

(協議案件)

②第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画について

住民課 子育て支援グループ

1 第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画について

別冊 概要版 参照

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

（1）国の動向

・令和5年6月13日閣議決定「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現」のための「こども未来戦略」の策定に向けて全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

・令和5年9月21日よりこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催（全4回開催12月に中間とりまとめ）

・令和5年12月22日閣議にて、こども誰でも通園制度（仮称）の創設を決定

・令和6年2月16日関連法案（子ども・子育て支援法、児童福祉法）の一部を改正する法律案を国会に提出

・令和6年6月5日法律成立

（2）制度の概要

ア 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度の創設

イ 利用者は生後6カ月以上～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども

ウ 利用者が利用できる時間は月10時間以上であって内閣府令で定める時間 ※令和8年度・令和9年度は経過措置あり

エ 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業、令和8年度から給付制度として法律上位置づける。令和8年度から全自治体で実施が必須。

（3）制度の主な仕組み（現時点で判明している内容）

ア 給付を受けるための認定制度の創設

こども誰でも通園制度の給付を受けるためには、保護者の市町村への申請による認定手続きが必要になる。

イ 市町村の指定（認可・確認）

こども誰でも通園制度を実施する事業所は、市町村により児童福祉法上の「認可」と子ども・子育て支援法上の「確認」を行う必要がある。

ウ 設備及び運営の基準条例の制定

こども誰でも通園制度を実施するための設備及び運営の基準を条例で定める必要がある。

エ 市町村による指導監査・勧告等

こども誰でも通園制度を実施する事業所に対して、市町村に指導監査・勧告等の権限が与えられる。

オ 実施事業所に対する給付の支給（代理受領）

法令上、代理受領が認められているため、実施事業所からの請求に対して市町村は審査の上、支払業務を行う必要がある。給付の額は国が定める。

カ こども誰でも通園制度に関する国のシステムの利用

制度の円滑な利用のため、子ども家庭庁が全国の自治体で利用することも誰でも通園制度（総合支援システム）（仮称）を構築する。主な機能は次の通り

- ・ 利用希望者の予約・キャンセル
- ・ 実施事業所の予約管理（空き枠の登録）
- ・ 実施事業者からの請求書発行
- ・ 自治体の利用状況確認、請求書受け取り

※利用者、実施事業所のID・パスワード管理業務が想定される。

※国のシステム利用により、利用者は全国の実施事業所の利用が可能

※町のシステムと国のシステムの連携が想定される。

キ 子ども・子育て支援事業計画への掲載

こども誰でも通園制度の必要利用定員数、需要量見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を掲載する必要がある。

ク 財源

国 3/4、市町村 1/4

（４）厚真町の実施時期

令和７年度下半期以降に試行的に実施し、令和８年度からの実施を予定している。

3 （仮称）厚真町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営の基準に関する条例について

（１）条例の概要

制定の趣旨	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第４７号。以下「改正法」という。）により、児童福祉法（昭和２２年法律１６４号。以下「法」という。）において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営について、内閣府令で定める基準を参酌すること等により、市町村の条例で基準を定めることとされたため。
設備運営基準の趣旨 最低基準の目的 最低基準の向上	明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする等を示す。
乳児等通園支援事業者の責務及び一般原則	乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて常に、その設備及び運営を向上させなければならない。また、利用乳幼児の人権に十分に配慮すること等を示す。
非常災害対策 安全計画の策定 自動車を運行する場合の所在の確認	乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないこと等を示す。
職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等並びに他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと等を示す。
利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと等を示す。

衛生管理等及び食事	乳児等通園支援事業は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと等を示す。
運営規程及び帳簿の整備	乳児等通園支援事業は、乳児等通園支援事業所ごとに、乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針等の乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならないこと等を示す。
秘密保持等、苦情への対応	乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと等を示す。
乳児等通園支援事業の区分	乳児等通園支援事業の区分について示す。 ① 一般型乳児等通園支援事業 ② 以外の乳児等通園支援事業をいう。 ② 余裕活用型乳児等通園支援事業 認定こども園等において、利用児童数が利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内で行う乳児等通園支援事業をいう。
一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準	一般型乳児等通園支援事業所の設備は、規則で定める基準を満たさなければならないこととするほか、一般型乳児等通園支援事業所において、乳児等通園支援従事者の数について示す。
余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業所は、当該余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所について定められた設備及び職員の基準を満たさなければならないこと等を示す。
支援の内容及び保護者との連絡	乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支援を提供しなければならない。また、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと等を示す。

電磁的記録	記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面などで行うこととされているものについて、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができること等を示す。
-------	--

(2) 施行日

令和8年4月1日